



粋な天神さん

上方落語の歴史300年のなかで、戦後笑いの本場に一軒の寄席もなかった。天神橋で声が上がり、なにわ人の上方文化への想いに、大阪天満宮が土地を提供し、多くの人の浄財と世話人の尽力で「天満天神繁昌亭」が誕生した。上方芸能の伝統と技の育成が実を結び、数多くの新しい人たちが巣立っている。前号のガラス発祥の碑や、今月の繁昌亭、続いての天神祭など浪花の人々の営みのなかに、しっかりと根付いた庶民性は大好きだ。「学問の神様」横に、お笑い寄席を作るなんてたまらなく、大阪的で嬉しくなる。(大阪天満宮にて)

写真と文 藤本 俊一 (APA/JPS)

- 過去における賞与支払届の届出漏れや届出内容の誤りはありませんか
- 「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？
- 協会けんぽからのお知らせ
健康保険被保険者証の切替について・都道府県ごとの健康保険料率への移行について・健診のご案内
- 第29回大阪府社会保険協会ボウリング大会を開催します
- 大阪社会保険事務局からのお願い ● 社保俳壇

職場内で回覧しましょう

過去に
おける

賞与支払届の届出漏れや 届出内容の誤りはありませんか

- 平成15年4月から、賞与（ボーナス）にも毎月の給与と同じ保険料率を用いて保険料を負担していただくことになりました。
- これまでは、事業主が被保険者（従業員）から賞与に係る保険料を天引きしていながら、
 - ・厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という）が未届となっていた場合
 - ・誤った内容の賞与支払届の届出を行ってしまった場合2年を経過すると、従来は消滅時効により保険料納付ができませんでした。
- しかし、平成19年12月に公布・施行された「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、年金記録確認第三者委員会の審議を経たうえで被保険者の年金記録を訂正し、事業主は当該賞与に係る保険料を納付することができるようになりました。

事業主の方々におかれましては、被保険者の年金に不利益を生じさせないため、特に制度導入当初の平成15年度分賞与等、過去の賞与支払届について未届がないか、また、誤記入等により届出内容が誤っていないかの確認をお願いいたします。

被保険者から賞与に係る保険料を天引きしていながら、賞与支払届の未届または届出内容が誤っていたことにより保険料納付していない場合には、被保険者や被保険者であった方々から年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認を申し立てることができます。

該当する被保険者等が複数となる場合には、被保険者等の負担軽減のため、事業主が代理人となって一括して申立てを行う方法がありますので、できるだけご活用をお願いします。

※なお、事業主と被保険者との間で、すでに一時金等により民事的解決が図られている場合であっても、当該被保険者等が年金記録第三者委員会に記録訂正の申立てを行った場合には「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づきあつせんをすることになりますので、ご注意ください（その場合、当該一時金等の取り扱いは、改めて事業主と被保険者との間で解決していただくことになります）。

くわしい手続き方法等は、お近くの社会保険事務所にご相談ください

「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？

未提出の事業所は至急届出を

健康保険・厚生年金保険では、毎年7月1日現在において在職している被保険者一人ひとりに対して、4・5・6月の3カ月中に支払った報酬を「算定基礎届」により届出することになっています。

社会保険事務所では、この届出にもとづいて被保険者の標準報酬を決定し、原則として、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間の保険料や保険給付の計算の基礎とすることになっています。

このように「算定基礎届」は被保険者にとってはもちろんのこと、事業主にとっても重要なものですから、届出が遅れたり、誤った届出をしますと標準報酬の決定に支障をきたすばかりでなく、被保険者の利益にも影響をおよぼすことにもなります。

「算定基礎届」の届出は、本年は7月10日まで（提出日が指定されている事業所はその日）と定められていますが、なんらかの事情で期日までに提出されていないときは、至急管轄の社会保険事務所の受付窓口へ届出ましょう。

「算定基礎届」の届出にあたっては、記入もれの被保険者がいないか、報酬の記入誤りがないかなど十分点検し、6月に社会保険事務所から送付されている「算定基礎届総括表」にも必要事項を記入のうえ、あわせて提出してください。

なお、今年度については、総務省が定める「日本標準産業分類」が改定されたことに伴い「事業所業態分類調査票」のご提出をお願いしています。「算定基礎届」とあわせて提出してください。

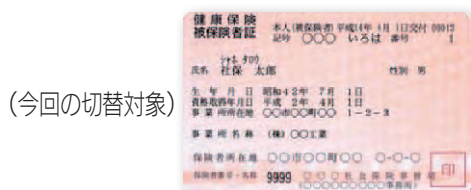
くわしくは、管轄の社会保険事務所にお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

健康保険被保険者証の切替について

健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という）の切替の概略についてお知らせいたします。また、協会けんぽ加入の事業所様には、別途切替についてのお知らせを同封いたしておりますので、そちらもあわせてご覧ください。

従来の健康保険証



(今回の切替対象)

新たな健康保険証

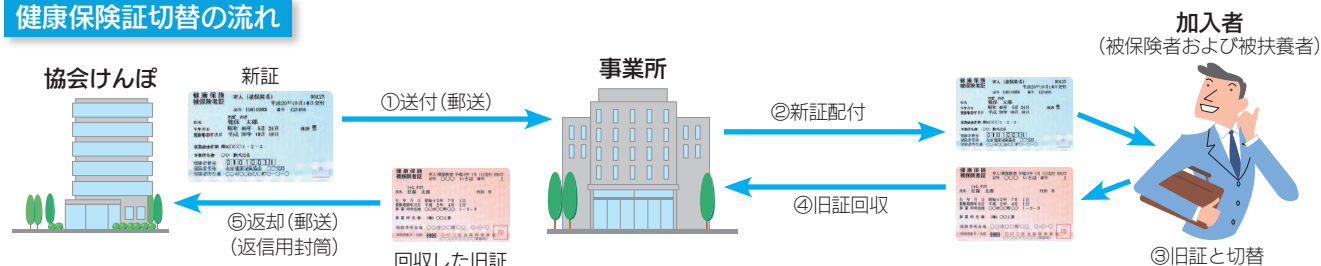


(切替後)

送付時期等

- 8月中旬以降5回に分けて、切替枚数の少ない事業所様から順次、お送りいたします。
- 昨年10月1日以降に、採用された方、新しく扶養家族になられた方、健康保険証を再交付された方など、すでに新しい健康保険証（水色）をお持ちの方につきましては、今回の切替の対象とはなりません。

健康保険証切替の流れ



事業主様の皆様には業務ご多忙のなか、健康保険証の配付や回収の取りまとめ、返却などをお願いすることになり大変申し訳ありませんが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

都道府県ごとの健康保険料率への移行について

平成21年9月から（10月納付分から）

大阪府の健康保険料率は**8.22%**に変わります
(現行は全国一律8.2%)

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.19%）が加わります。

月々お支払いいただく保険料は、標準報酬月額が28万円の場合、事業主・被保険者ともにそれぞれ28円上がります。
(280,000円×0.02%=56円を、事業主・被保険者が折半)

●大阪府の保険料率が適用される方

お勤めの会社が、**大阪府内の社会保険事務所で適用を受けておられれば**、大阪府の保険料率が適用されます。【お手持ちの健康保険証の保険者名称が「全国健康保険協会大阪支部」、または「大阪社会保険事務局(〇〇社会保険事務所)」になっている方】

(全国の保険料率)

北海道	8.26%	埼玉県	8.17%	岐阜県	8.19%	鳥取県	8.20%	佐賀県	8.25%
青森県	8.21%	千葉県	8.17%	静岡県	8.17%	島根県	8.21%	長崎県	8.22%
岩手県	8.18%	東京都	8.18%	愛知県	8.19%	岡山県	8.22%	熊本県	8.23%
宮城県	8.19%	神奈川県	8.19%	三重県	8.19%	広島県	8.22%	大分県	8.23%
秋田県	8.21%	新潟県	8.18%	滋賀県	8.18%	山口県	8.22%	宮崎県	8.20%
山形県	8.18%	富山県	8.19%	京都府	8.19%	徳島県	8.24%	鹿児島県	8.22%
福島県	8.20%	石川県	8.21%	大阪府	8.22%	香川県	8.23%	沖縄県	8.20%
茨城県	8.18%	福井県	8.20%	兵庫県	8.20%	愛媛県	8.19%		
栃木県	8.18%	山梨県	8.17%	奈良県	8.21%	高知県	8.21%		
群馬県	8.17%	長野県	8.15%	和歌山県	8.21%	福岡県	8.24%		

お問い合わせ先

全国健康保険協会 大阪支部

電話番号 06-6201-7070(代表)

くわしくは、全国健康保険協会ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)をご覧ください

協会けんぽからのお知らせ

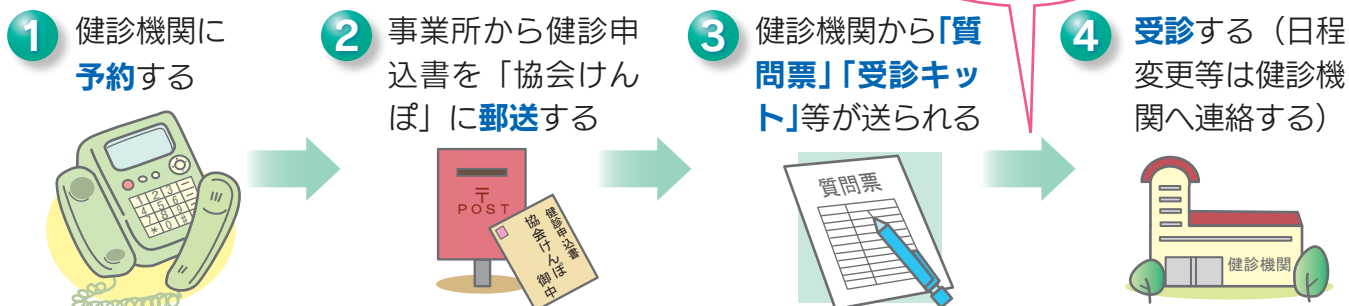
健診のご案内

全国健康保険協会(協会けんぽ)管掌健康保険

協会けんぽの健診には、お勤めのご本人様が受けていただく生活習慣病予防健診と扶養家族の方が受けていただく特定健康診査(特定健診)があります。申込方法はそれぞれ異なっております。まだまだ受診できますのでお申し込みいただきますようお願いいたします。

お申し込みから受診までのご案内

生活習慣病予防健診 (お勤めのご本人様の健診)



対象

40～75歳未満の方、または35～39歳で生活習慣の改善指導希望の方

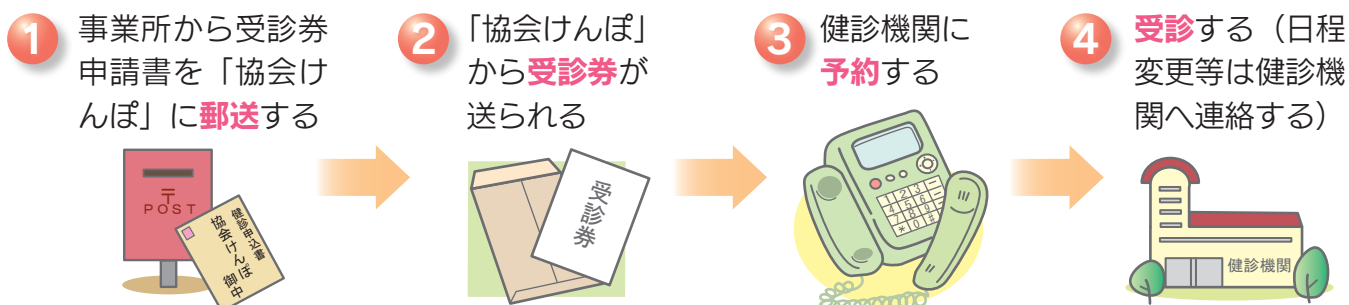
費用負担

最高で6,843円(一般健診)

11,164円は協会けんぽで負担します

6,843円のみ負担

特定健康診査 (扶養家族様の健診)



対象

40～75歳未満の扶養家族の方

費用負担

大阪府医師会会員医療機関で受診される場合
2,548円(基本的な健診)

5,400円は協会けんぽで負担します

2,548円のみ負担

お申し込み・お問い合わせ

健診機関の詳細は全国健康保険協会ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)をご覧ください。

全国健康保険協会大阪支部・保健サービスグループ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階
TEL 06-6201-7077(健診直通)

第29回 大阪府社会保険協会ボウリング大会を開催します

- 開催日** 平成21年8月29日(土) 午前10時から(集合時間9時30分)
- 場所** 新三国アルゴ 豊中市神州町8-1 (阪急宝塚線「三国駅」より徒歩5分)
- 競技種目** 個人戦(個人戦のみ実施)
- 参加資格** 大阪府内の社会保険事務所または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務する被保険者(健康保険組合の被保険者を含む)
※ただしプロライセンスを有する者を除く
- 参加費** 1名 1,000円(貸靴ご利用の場合は、当日各自のご負担となります)
申込受付後に送付します郵便振替用紙にてご入金いただきます(入金後の参加費は返還いたしません)。
- 申込方法** 下記申込書(コピー可)にご記入のうえ、**1事業所3名以内**で郵送またはFAXにてお申し込みください。
同事業所のメンバーは同じレーンには、なりませんのでご了承ください。
※申込後のメンバー変更は認められませんので、ご確認のうえお申し込みください。
- 定員** 120名(※申込先着順)
- 申込締切** **7月31日金必着** ただし締切日前であっても定員に達し次第締め切ります。
- 競技方法** アメリカン方式で1人3ゲームとし、トータルピンにより順位を決定します。
(はじめに予選を行い、上位30名で決勝戦を行います)

ハンディキャップ
(1ゲーム)

	男 子	女 子
50 歳 未 満	0ピン	15ピン
50歳以上60歳未満	5ピン	20ピン
60 歳 以 上	10ピン	25ピン

- 表彰** 決勝戦の上位第3位まで ☆ラッキー賞(4位・5位・7位・10位・20位・BB)あり
- 申込先** 財大阪府社会保険協会 TEL 06-6445-3013
〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階 FAX 06-6445-3019

主催：財団法人 大阪府社会保険協会

きりと線

第29回 大阪府社会保険協会ボウリング大会 参加申込書

- ※1事業所**3名以内**でお申し込みください。
※申込書は記入もれのないようにお願いします。
※**記入もれのある場合は、お申し込みの受付はできません**のでご注意ください。

健康保険被保険者証 記号・番号	フリガナ(必須) 氏 名	性 別	生 年 月 日	年 齢 (大会当日の)
				歳
				歳
				歳

事業所名

事業所所在地 〒

事業所電話番号

申込責任者氏名

この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

大阪社会保険事務局からのお願い

「ねんきんダイヤル」電話番号の
おかけ間違いにご注意願います

「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番（03）を付けずに間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意願います。

一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

※IP電話、PHSからは

03-6700-1165

※IP電話、PHSからおかけいただく場合は「03」もお忘れなく！

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15

ただし月曜日は19:00まで受付時間を延長

第2土曜日 9:30～16:00

（なお、祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません）

社
保
俳
壇

後藤比奈夫・選評

北野実業(株) 北野まゆ美
初生りの胡瓜の曲りいとほしむ

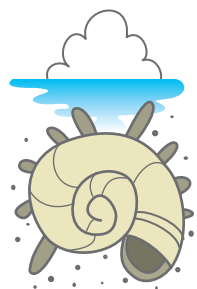
高濱虚子に「人間吏となるも風流
胡瓜の曲るも亦」という曲った胡
瓜に托して人を揶揄した句がある。
曲った胡瓜を風流と言っているのは
半ば皮肉。この作者は初生りである
が故に、その曲ってしまった胡瓜を
いとほしんでいる。気持のいい句。

(株)ソニックス 角中徳義
万緑に鎮まり給ふ三輪の神

万緑は夏、見える限り緑であるこ
と。中村草田男に「万緑の中や吾子
の菌生えそむる」という句が出来て、
季節として用いられるようになった
とか。三輪の神は大神神社（おおみ
わじんじや）。わが国最古の神社で
本殿はなく三輪山が御神体。であつ
てみれば万緑の中に鎮まり給うてご
く自然なお姿である。

東イン(株) 山口博子
分校へ吊橋かかり河鹿鳴く

吊橋の懸かっている深い谷の向う
に分校がある。都会人には気の遠く
なるような景色だが、村人や学童に
は何でもない景色。でも谷底で河鹿
が鳴く季節には、この吊橋が一段と
素晴らしいものになる。



安原紙工(株) 小林久美雄
茶畑を影ふたつゆくおぼろ月

京神サービス(株) 白石紀子
囀りを浴びて客待つ人力車

(有)大青鉄工 佐藤豊子
神官の折目正しき夏衣

三恵石油(株) 奥野佐代子
粉付きし手のまま供ふ草の餅

(有)レイコー 勝山禮子
いつしかに親離れして入園す

(有)ロック紳士服 西森周子
かはらけを無心に投げぬ万緑へ

岩本産業(有) 岩本治朗
死ね死ねと砂を滑らす蟻地獄

(株)公益社 村島麗門
ぬひぐるみ蹴飛ばし遊ぶ夏休み

(株)釘長商店 西浦嘉子
山藤を宇宙に懸る滝と見る

(株)タウン設計 宮武藤江
大木に絡まり咲ける藤のあり

(株)小西商店 池田節子
粽結び遠くなりけり背くらべ

(株)山本運送店 山本かずよ
万緑の明日香の道は人の波

(有)サンクス 北山和郎
ピアガーデン酔ひて会議の続きかな

「ねんきん定期便」を受け取られた皆さまへ

ねんきん定期便を誕生日にお送りしています。(注) お手元に届きましたらあなたの年金記録を確認してください。(注) 1 日生まれの方は、誕生日の前月に送付します。

ねんきん定期便には、以下の内容が記載されています

50歳以上の方に送付する定期便

ねんきん定期便

内容に関するご照会は
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。

差出人 社会保険庁
社会保険業務センター
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や将来受け取る年金額の見込みなどの年金に関する情報を定期的にお送りしております。

記載内容に「もれ」や「誤り」がないかご確認をお願いいたします。加入記録の確認の誤れや加入記録の確認のポイント等につきましては、同封のリーフレットをご覧ください。

「ねんきん特別便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、社会保険業務センターや社会保険事務所がご願っておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておみせん。調査が終了しましたら、社会保険業務センターや社会保険事務所から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

基礎年金番号		生年月日	年	月	日
--------	--	------	---	---	---

※ このお知らせの見方は、リーフレットの2～3ページをご覧ください。

これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 老齢年金の見込額(※老齢年金の見込額が出力されていない場合は、リーフレットの6ページをご覧ください。)

年金を受けられる年齢		歳	歳	歳
年金の 種類 (見込額と 年金額)	基礎年金			老齢基礎年金
	円			円
	厚生年金	特別支給の 老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の 老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
		円	円	円
		(定額部分)	円	(経過的加算部分)
年金額 (見込額)		円	円	円

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【国民年金・厚生年金保険合計】	(累計額)	円

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、社会保険庁と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

ねんきん定期便

これまでの年金加入期間

- ・ これまでの年金加入期間合計です。
- ・ 詳細は「これまでの『年金加入履歴』です」をご覧ください。
- ・ 国民年金の未納月数は納付期間に含まれていません。

年金見込額

- ・ 50歳以上の方は、受給要件を考慮し現在の加入制度の記録を延長して計算された年金見込額
- ・ 50歳未満の方※は、受給要件を考慮せず、これまでの加入実績に応じて計算された年金額

※（50歳未満の方は様式が異なります）

これまでの保険料納付額

- ・国民年金の保険料納付額と厚生年金保険の被保険者負担分の納付額が記載されています。

年金加入履歴

これまでの『年金加入履歴』です

お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
(裏面の解説もご覧ください)

※ 現在、社会保険庁と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した 年/月/日	⑤資格を失った 年/月/日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、リーフレットの4～5ページをご覧ください。					

厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です
お示ししている金額が当時の実際の報酬と大幅に相違していないかご確認ください

(裏面の解説もご覧ください)

[illegible]

これまでの『年金加入履歴』です

- ・年金加入制度、勤務先、加入月数等の記録が記載されています。
- ・「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
- ・共済組合員記録に関する加入履歴は記載されていません。

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です

- ・ 厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額（被保険者負担分）の月別状況の記録です。記載されている記録と、当時の実際の報酬とが相違していないかご確認ください。

これまでの国民年金保険料の納付状況です
お示ししている納付状況に「誤り」がないかご確認ください
(裏面の見方をご覧ください)

年度	納付済月数等の内訳				未納	月別納付状況											
	納付	免除	所得割等 未納	計		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ 昭和51年以前の国民年金保険料納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「*」が表示されます。																	

・国民年金に加入していた期間の月別納付状況の記録です。
納付状況に誤りがないかご確認ください。

年金加入記録回答票

[illegible]

青い年金加入記録回答票が同封されている方は、**必ずご回答をいただく必要のある方**ですので、「訂正なし」であってもその旨をご回答ください。

白い年金加入記録回答
票が同封されている方
は、**訂正がある方のみ**
ご回答ください。

[illegible]

社会保険庁にお届けいただいている住所が**現住所と違っている方のお手元には「ねんきん定期便」をお届けすることができません**。ご住所の訂正（変更）は、ご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが下記のいずれかの窓口へ申し出をお願いします。

- 国民年金加入中（国民年金第1号被保険者）の方…市区町村役場の国民年金担当窓口へ
- 厚生年金保険加入中の方…お勤めの会社などへ
- 会社員や公務員の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）の方…配偶者のお勤めの会社などへ

わからないことや疑問な点があれば
『ねんきん定期便専用ダイヤル』へ！
 0570-058-555

※一部のIP電話およびPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。

なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。

※このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

※間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめのうえ、おかけください。

(受付時間) 月～金曜日：午前9時～午後8時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください

●くわしくは、社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp> をご覧ください